

# No.14

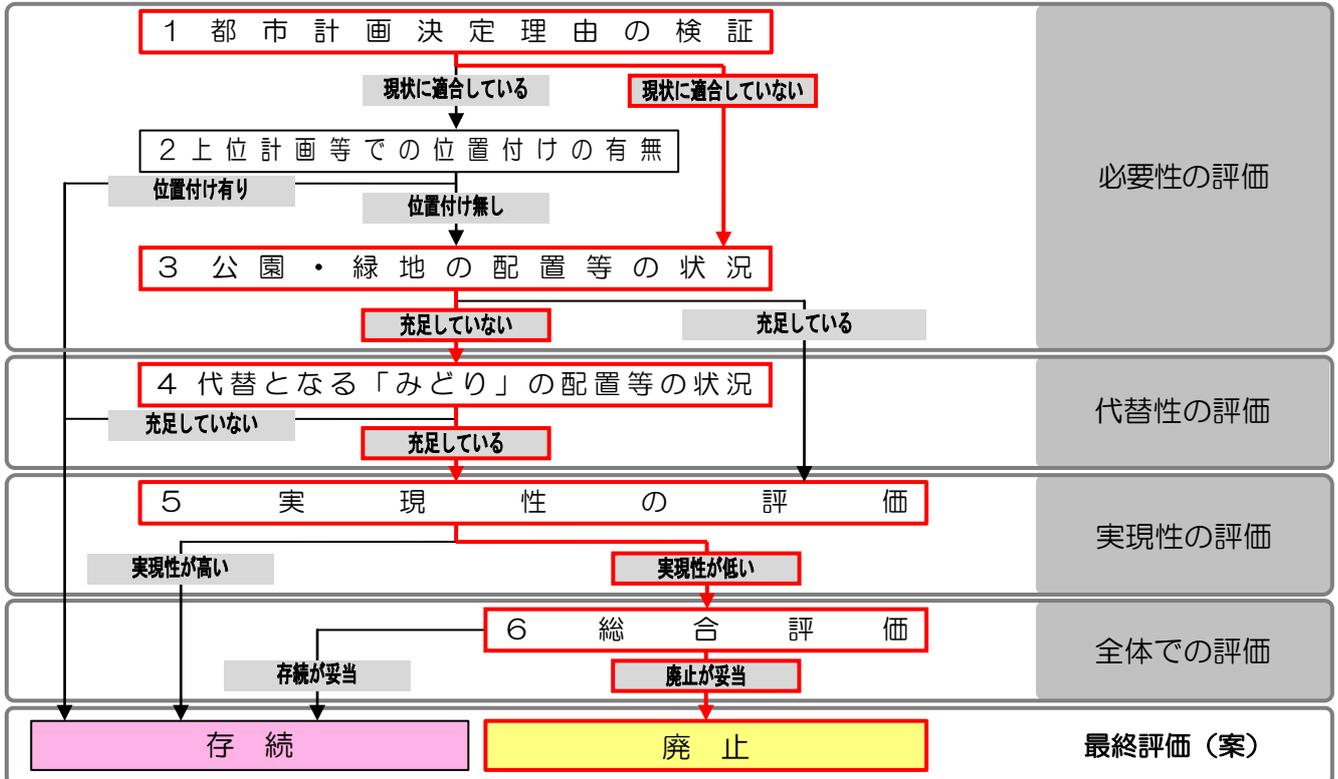
公園・緑地の評価調書

## 56 小松原公園

(平成25年1月21日)

# 小松原公園の見直し方針

## 1. 見直し案



※詳細の評価内容は14小松原-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	防空緑地としての計画決定されたと推定されるため、現在意義は失われている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 本公園（近隣公園）の誘致圏域と重複するエリアはなく、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。
		<公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝0.66 m <sup>2</sup> /人 ≤ 5 m <sup>2</sup> /人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.53ha（街区公園 0.53ha）÷誘致圏の人口：8,054人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 全域未着手であるが洛星中学校・高校グラウンドが立地している。また、誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・天神川（環境保全、景観形成、防災） ・平野神社（環境保全、景観形成、防災） ・立命館大学衣笠キャンパス・洛星中・高校・衣笠小学校・大將軍小学校（防災）
		<「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝6.56 m <sup>2</sup> /人 ≥ 5 m <sup>2</sup> /人 ※代替となる「みどり」の面積：5.28ha（上記公園・緑地、平野神社 0.13ha、天神川 0.20ha、立命館大学衣笠キャンパス 1.35ha、洛星中・高校 2.11ha、衣笠小学校 0.38ha、大將軍小学校 0.58ha）÷誘致圏の人口：8,054人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 洛星中学校・高校の大講堂、芸術棟、グラウンド・テニスコート
		<関連事業の状況> 関連事業はない。
		<早期に整備効果が見込めるか> 洛星中学校・高校の買収となると、学校関係者の合意形成等が必要となり、事業の長期化が推定される。 洛星中学校・高校グラウンドは買収が必要であり、権利者の合意形成等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	見直し対象区域内の洛星中学校・高校グラウンドは広域避難場所に指定されており、民有地であるが他の土地利用が行われる可能性も低いことから、計画区域から削除しても問題はない。

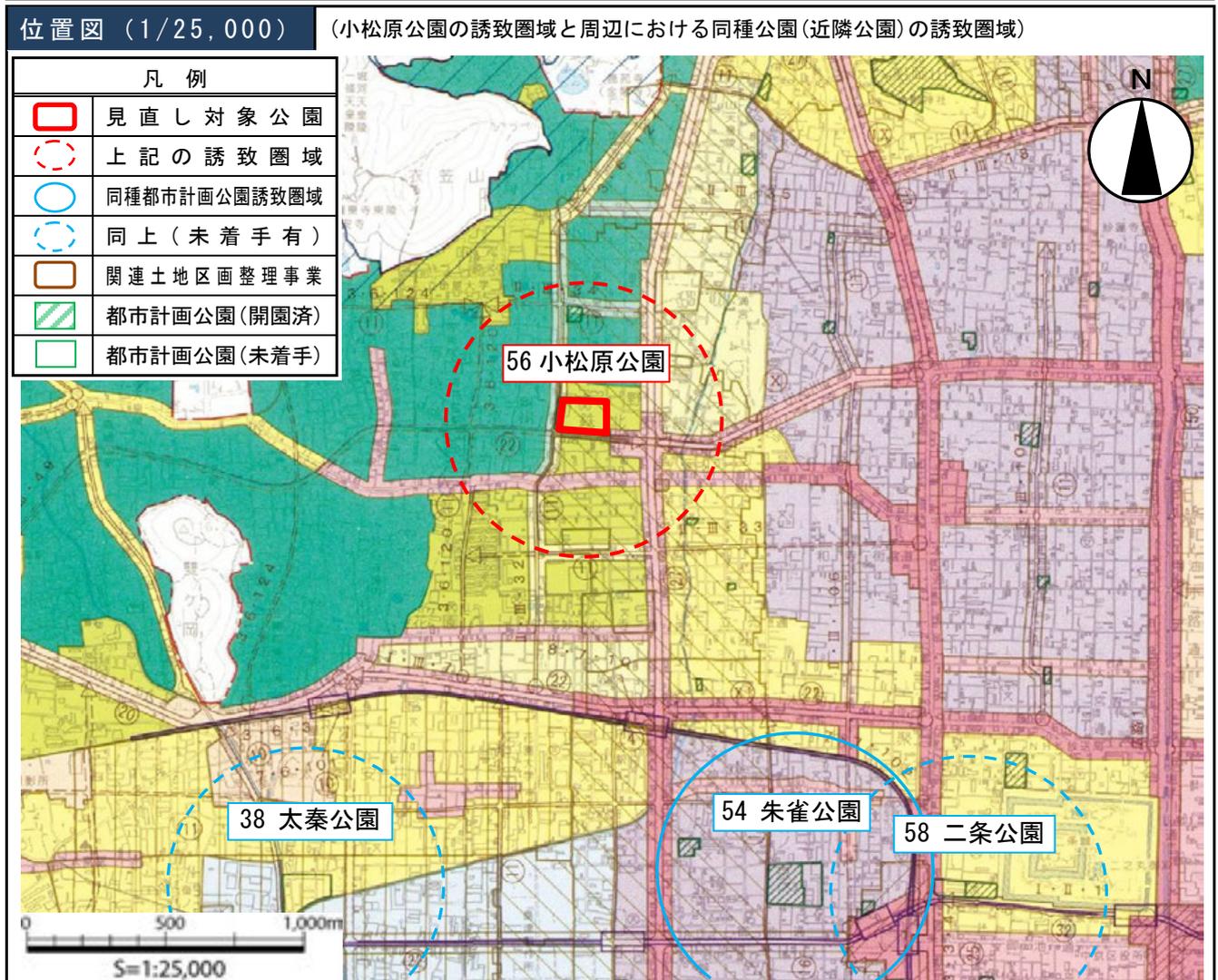
※[ ] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	区域の全面廃止 (2.28ha⇒0ha)
評価内容	未着手区域における洛星中学校・高校グラウンドの買収は困難と推定されること、また、未着手区域は全て民有地であるが、洛星中学校・高校グラウンド等に利用されているため、他の土地利用が行われる可能性は低いことから、未着手区域は廃止とする。

### 3. 公園の概要

公園名称(ふりがな)	小松原公園(こまつばらこうえん)	都市計画番号	56
公園位置	北区小松原南町	公園種別	近隣公園
都市計画決定告示(当初)	昭和20年8月27日	区域面積(当初)	2.30ha
事業認可	昭和20年8月27日 2.30ha 昭和21年3月31日 廃止	経過年数 (平成24年3月31日基準)	66年
都市計画決定理由等	都市計画決定の資料なし ※防空緑地として計画決定されたと推定される。 ※時代背景：第二次世界大戦		
都市計画決定告示(最終)	昭和30年5月27日(56号)	区域面積(最終)	2.28ha
都市計画変更の内容	番号の変更	用途地域 (容積率)	第一種中高層住居専用地域 (200%)
都市計画施設等	-		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	「広域避難場所」(安全面積1.50ha)に位置付け		



開園状況	全域で未着手	公園設置年月日	—
------	--------	---------	---

現在の開園面積	0ha	未着手面積	2.28ha(未着手率:100%)
---------	-----	-------	-------------------

整備の経過	昭和20年防空緑地として計画決定し、事業着手しようとしたが、終戦により事業廃止となった。現在洛星中学校(昭和27年創立)・高校(昭和30年創立)の専用グラウンド等として利用されている。 施設の現況:公園は全域未整備であるため、公園施設はない。		
-------	--	--	--

未着手部分の土地利用	計画区域全域が洛星中学校・高校の大講堂、芸術棟、グラウンド・テニスコートとして利用されている。		
	整備に向けた 必要事項	用地買収 建物補償	全域が民有地(私立洛星中学校・高校:2.28ha) 大講堂、芸術棟等

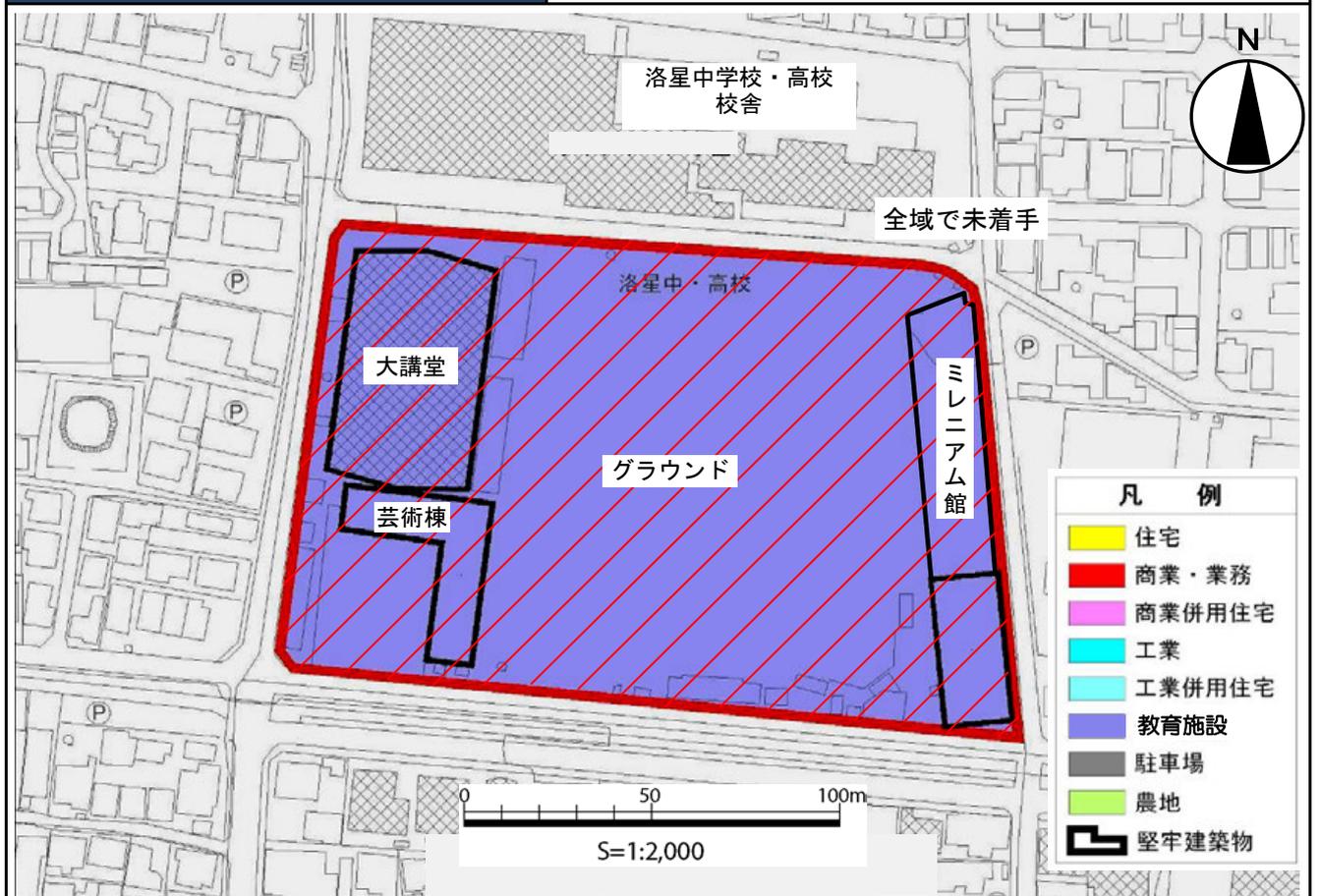
樹林地等の有無	該当なし。
---------	-------

現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。
-----------	--------------

整備の遅れによる地域の問題・課題	都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。
------------------	--

都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。
-----------------	-----------------------

都市計画公園区域と未着手区域(1/2,000)	
-------------------------	--



凡例		
都市計画公園区域界	—	
施設対象	未着手	斜線
	開園済	黄色

**公園周辺の市街化の変遷** 昭和38年の地図では、公園計画地はグラウンドであり、北側に学校校舎が立地し、公園周辺において市街地が形成されている。昭和49年の地図では、公園計画地に施設が立地している。

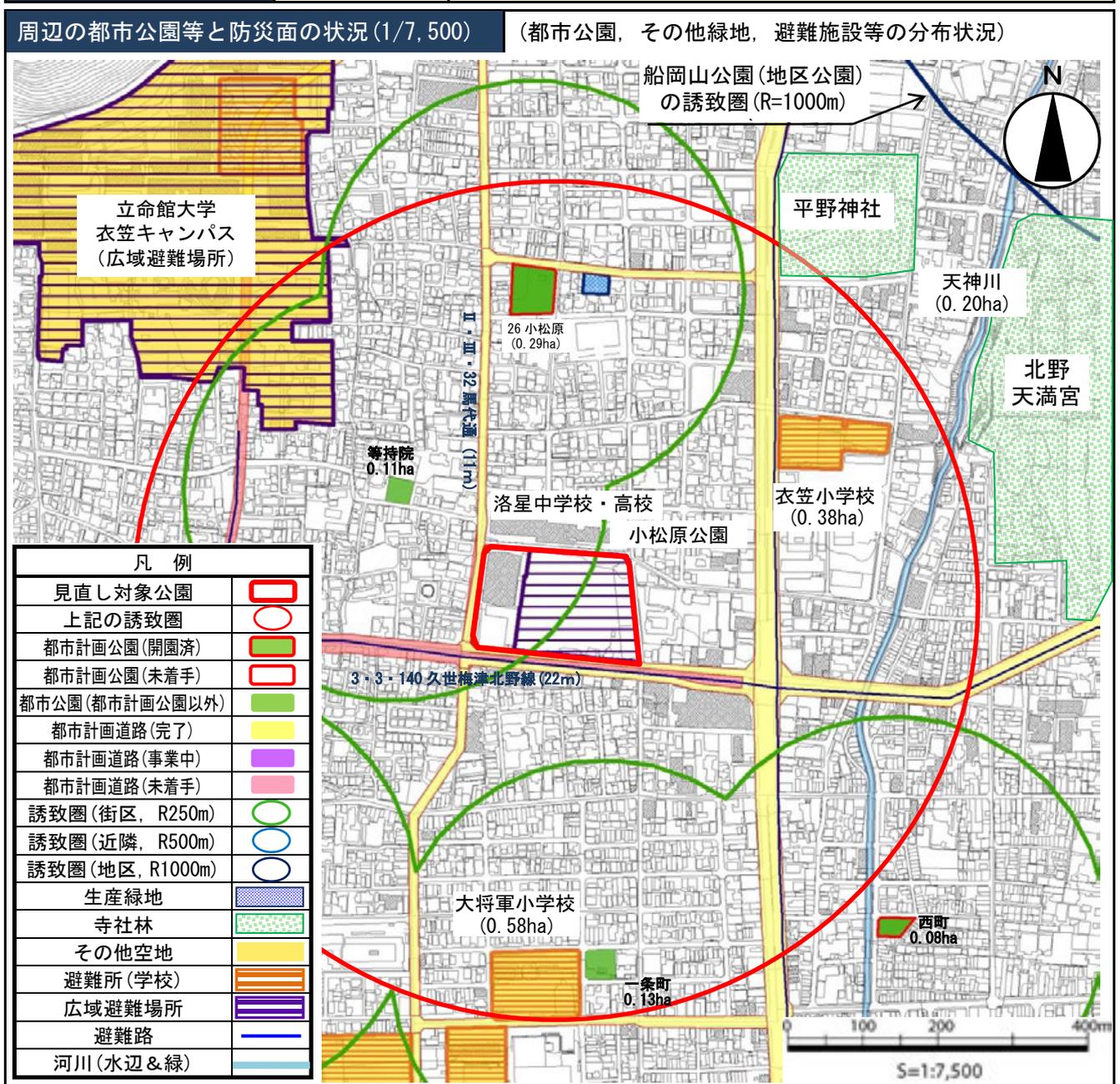
**現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口)** 人口：8,690人、面積：84.7ha、人口密度：95.1人/ha  
 (誘致圏を構成する概ねの町別(19町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計)  
**誘致圏域(78.5ha)に換算した人口：8,054人**

**市街化の変遷図** 1/10,000



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内	—
		誘致圏外	—
	街区公園	誘致圏内 (小計: 0.53ha)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(都)小松原公園(0.29ha, 400m北)</li> <li>・等持院公園(0.11ha, 250m北西)</li> <li>・一条町公園(0.13ha, 400m南)</li> </ul>
		誘致圏外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鷹司公園(0.11ha, 500m南西)</li> <li>・西町公園(0.08ha, 500m南東)</li> </ul>
その他緑地	誘致圏内 (小計: 0.33ha)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平野神社(2.31haのうち0.13ha)</li> <li>・天神川(0.20ha)</li> </ul>	
その他空地	誘致圏内 (小計: 4.96ha)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立命館大学衣笠キャンパス(14.6haのうち1.35ha)(広域避難場所)</li> <li>・洛星中学校・高校(2.11ha)</li> <li>・衣笠小学校(0.38ha)</li> <li>・大將軍小学校(0.58ha)(避難所)</li> </ul>	

避難施設等の分布状況	広域避難場所	洛星中学校・高校グラウンド: 当該公園 立命館衣笠キャンパス
	避難所	衣笠小学校(400m東), 大將軍小学校(500m南): 誘致圏内
	避難路	西大路(27m, 南北), 久世梅津北野線(22m, 南北, 未整備)



# No.15

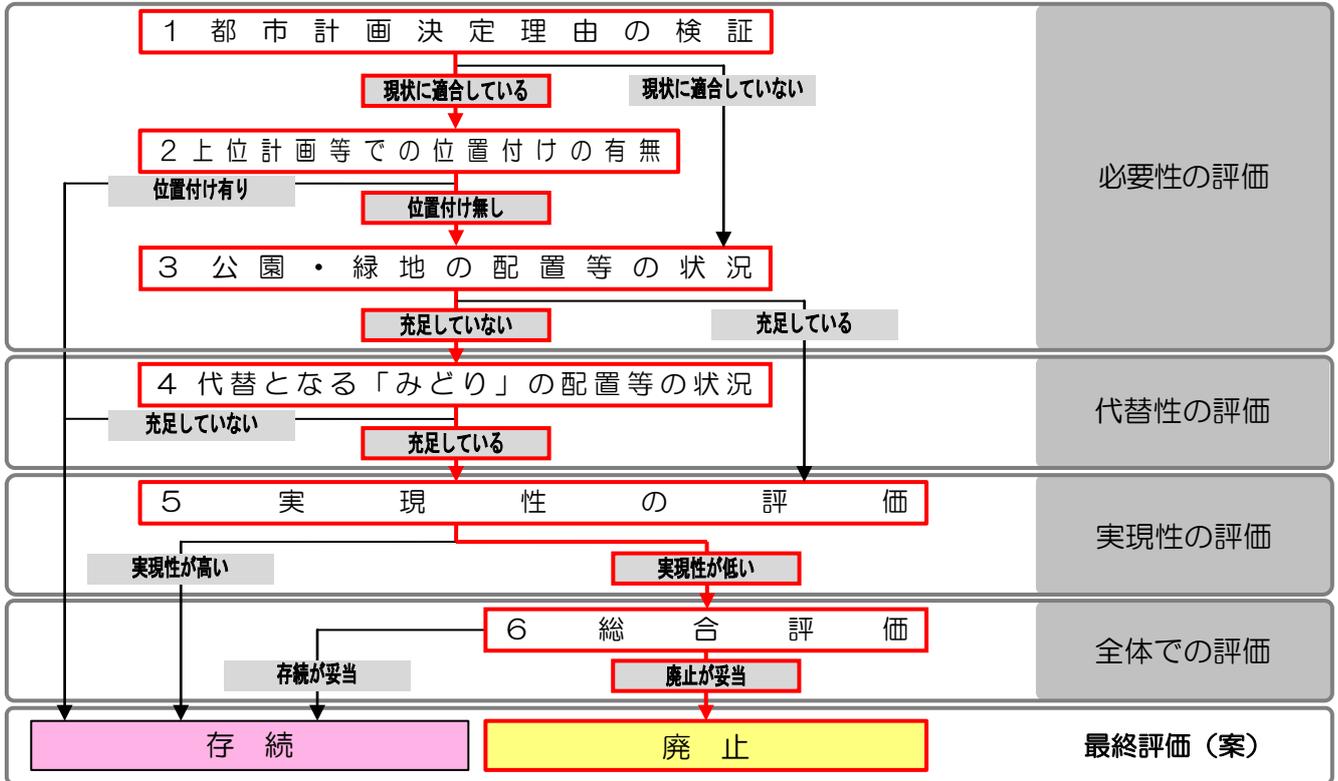
公園・緑地の評価調書

## 3・3・57 東吉祥院公園

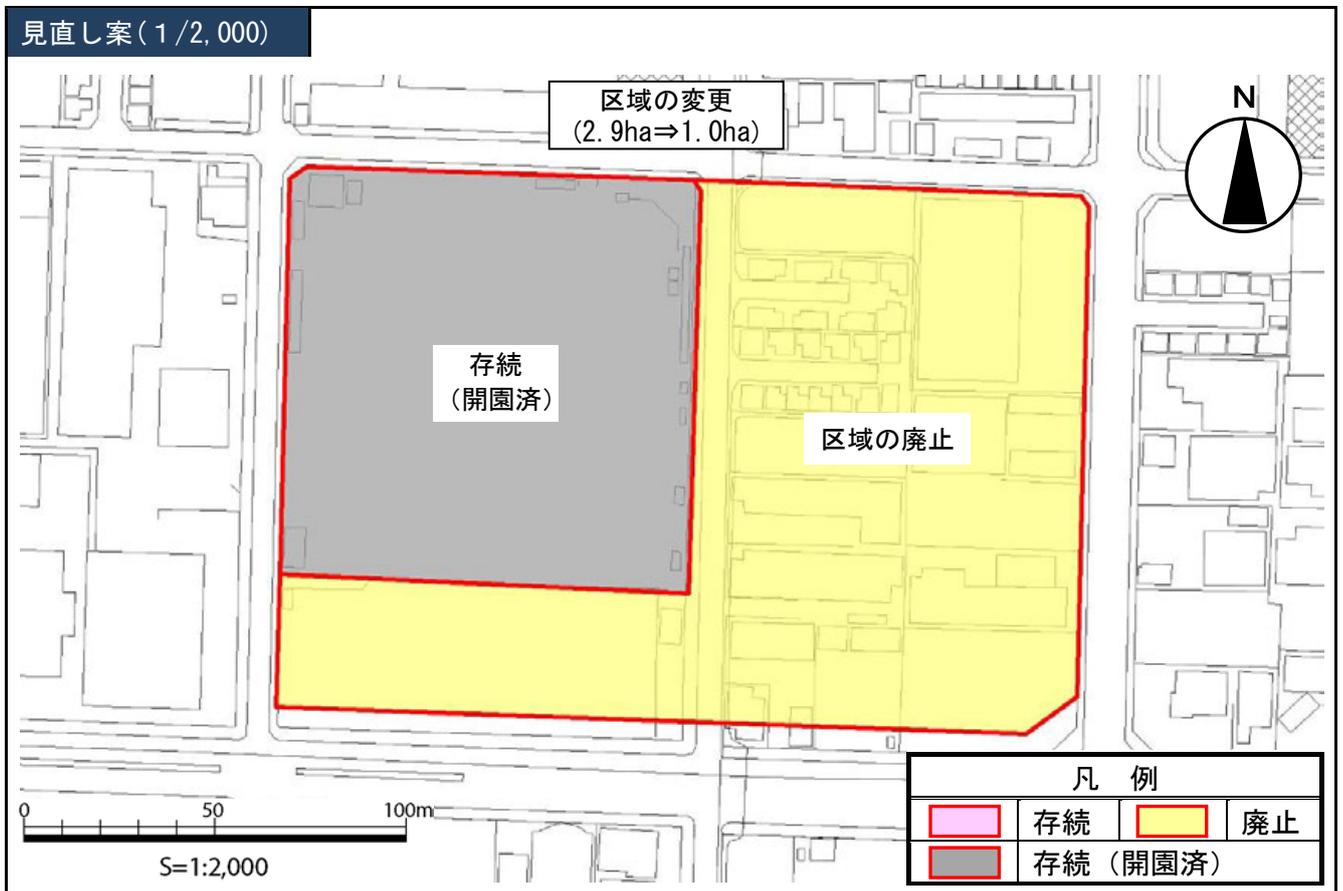
(平成25年1月21日)

# 東吉祥院公園の見直し方針

## 1. 見直し案



※詳細の評価内容は15 東吉祥院-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画変更理由（隣接する道路の変更に伴うもの）は、現在も意義はある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 吉祥院公園（地区公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、他の近隣公園の誘致圏域から離れているため、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。
		<公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積=5.46 m <sup>2</sup> /人 $\geq$ 5m <sup>2</sup> /人 ※誘致圏の公園・緑地面積：1.83ha（近隣公園 1.0ha, 街区公園 0.83ha） $\div$ 誘致圏の人口：3,351人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・塔南高校・祥栄小学校（防災）
		<「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積=12.41 m <sup>2</sup> /人 $\geq$ 5m <sup>2</sup> /人 ※代替となる「みどり」の面積：4.16ha（上記公園・緑地, 塔南高校（開園済扱いのグラウンド除く）1.35ha, 祥栄小学校 0.98ha） $\div$ 誘致圏の人口：3,351人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 住宅地（約20戸）を買収する必要があり、既存の住宅地におけるコミュニティ継続上の課題が発生することが推定される。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 事務所, 工場, アパート, 戸建て住宅地（約20戸）
		<関連事業の状況> 関連事業はない。
		<早期に整備効果が見込めるか> 住宅地, 工場等の買収及び塔南高校テニスコートの移転となると、権利者の合意形成及び代替地の確保等により、事業の長期化が推定される。 住宅地, 工場等は買収及び塔南高校テニスコートの移転が必要であり、権利者の合意形成及び代替地の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	塔南高校テニスコートは、市有地であり、広域避難場所に指定されているため他の土地利用が行われる可能性は低い。 また、広域避難場所である吉祥院公園（グラウンド）、桂川左岸久世橋上流と近接しているため、計画区域から削除しても防災上の問題は無い。

※[ ]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	区域の一部廃止 (2.9ha $\rightarrow$ 1.0ha)
評価内容	未着手区域における住宅地, 工場等の買収や塔南高校テニスコートの移転は困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。

### 3. 公園の概要

公園名称（ふるがな）	東吉祥院公園（ひがしきっしょういんこうえん）	都市計画番号	3.3.57																
公園位置	南区吉祥院池田町	公園種別	近隣公園																
都市計画決定告示（当初）	昭和20年8月27日	区域面積（当初）	3.04ha																
事業認可	昭和20年8月27日 3.04ha 昭和21年3月31日 廃止	経過年数 (平成24年3月31日基準)	66年																
都市計画決定理由等	当初都市計画決定の資料なし ※防空緑地として計画決定されたと推定される。 ※時代背景：第二次世界大戦 最終変更理由：京都高速道路の導入に伴い、都市計画道路Ⅰ・Ⅲ・26久世橋通が拡幅されることから、この道路に拡幅に係る部分を廃止するものである。																		
都市計画決定告示（最終）	平成5年3月16日	区域面積（最終）	2.9ha																
都市計画変更の内容	面積の変更（(都)久世橋通関連）	用途地域 (容積率)	工業地域 (200%, 300%)																
都市計画施設等	(都)久世橋通と隣接																		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし																		
地域防災計画	市立塔南高校グラウンドとテニスコートを併せて「広域避難場所」(安全面積1.00ha)に位置づけ。																		
位置図（1/25,000）	(東吉祥院公園の誘致圏域と周辺における同種(近隣公園)都市計画公園の誘致圏域)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>見直し対象公園</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 2px dashed red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>上記の誘致圏域</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 2px solid blue; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>同種都市計画公園誘致圏域</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 2px dashed blue; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>同上（未着手有）</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 2px solid orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>関連土地区画整理事業</td> </tr> <tr> <td><span style="background-color: #d9ead3; border: 1px solid #555; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>都市計画公園(開園済)</td> </tr> <tr> <td><span style="background-color: #fff2cc; border: 1px solid #555; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>都市計画公園(未着手)</td> </tr> </tbody> </table>				凡例		<span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	見直し対象公園	<span style="border: 2px dashed red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	上記の誘致圏域	<span style="border: 2px solid blue; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	同種都市計画公園誘致圏域	<span style="border: 2px dashed blue; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	同上（未着手有）	<span style="border: 2px solid orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	関連土地区画整理事業	<span style="background-color: #d9ead3; border: 1px solid #555; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	都市計画公園(開園済)	<span style="background-color: #fff2cc; border: 1px solid #555; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	都市計画公園(未着手)
凡例																			
<span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	見直し対象公園																		
<span style="border: 2px dashed red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	上記の誘致圏域																		
<span style="border: 2px solid blue; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	同種都市計画公園誘致圏域																		
<span style="border: 2px dashed blue; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	同上（未着手有）																		
<span style="border: 2px solid orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	関連土地区画整理事業																		
<span style="background-color: #d9ead3; border: 1px solid #555; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	都市計画公園(開園済)																		
<span style="background-color: #fff2cc; border: 1px solid #555; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	都市計画公園(未着手)																		

開園状況	一部開園済	公園設置年月日	昭和35年4月1日
------	-------	---------	-----------

現在の開園面積	1.0ha	未着手面積	1.9ha(未着手率:65.5%)
---------	-------	-------	-------------------

整備の経過と現在の状況	<p>防空緑地として計画決定し、事業着手しようとしたが、終戦により事業廃止となった。</p> <p>昭和35年開園(開園済部分1.0ha)。</p> <p>昭和38年より開園済部分を塔南高校グラウンドとして使用(昭和38年塔南高校開校)。</p> <p>施設の現況:市立塔南高校の専用グラウンドで公園施設はない</p>
-------------	---

未着手部分の土地利用	塔南高校テニスコート, 市道(市有地), 事務所, 工場, アパート, 戸建て住宅地(約20戸), 農地(民有地)		
	整備に向けた必要事項	用地買収 建物補償	未着手部分1.9ha うち民有地1.3ha 物件数:約30棟

樹林地等の有無	該当なし。
---------	-------

現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。
-----------	--------------

整備の遅れによる地域の問題・課題	都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。
------------------	--

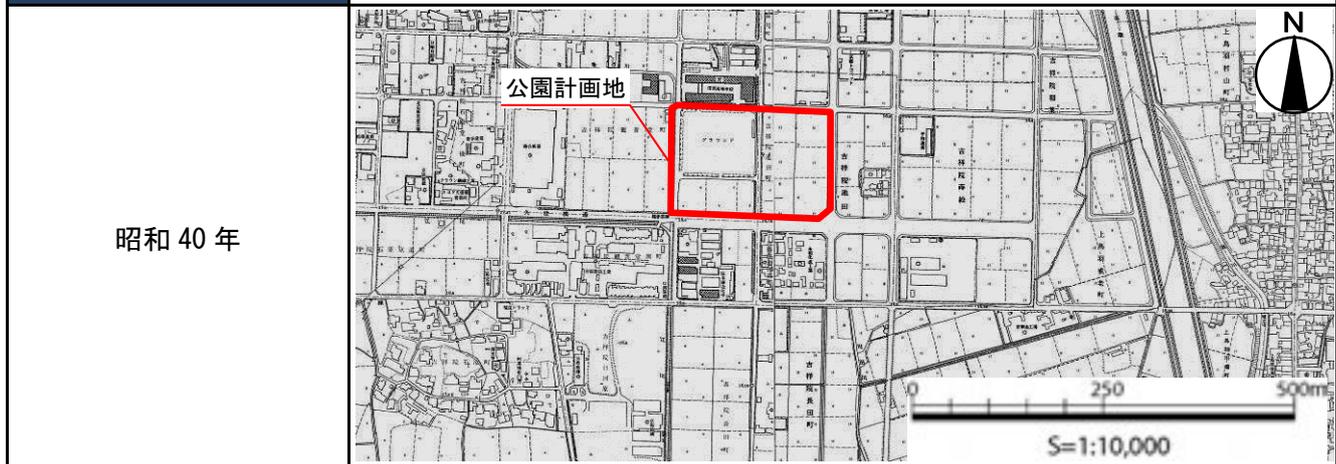
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。
-----------------	-----------------------



**公園周辺の市街化の変遷** 昭和40年の地図から、公園計画区域南側には工場が立地するものの、空地がみられた。その後、公園区域周辺で宅地化が進展し、平成8年にはほぼ全域が市街化している。

**現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口)** 人口：3,155人、面積：73.9ha、人口密度：45.3人/ha  
 (誘致圏を構成する概ねの町別(15町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計)  
**誘致圏域(78.5ha)に換算した人口：3,351人**

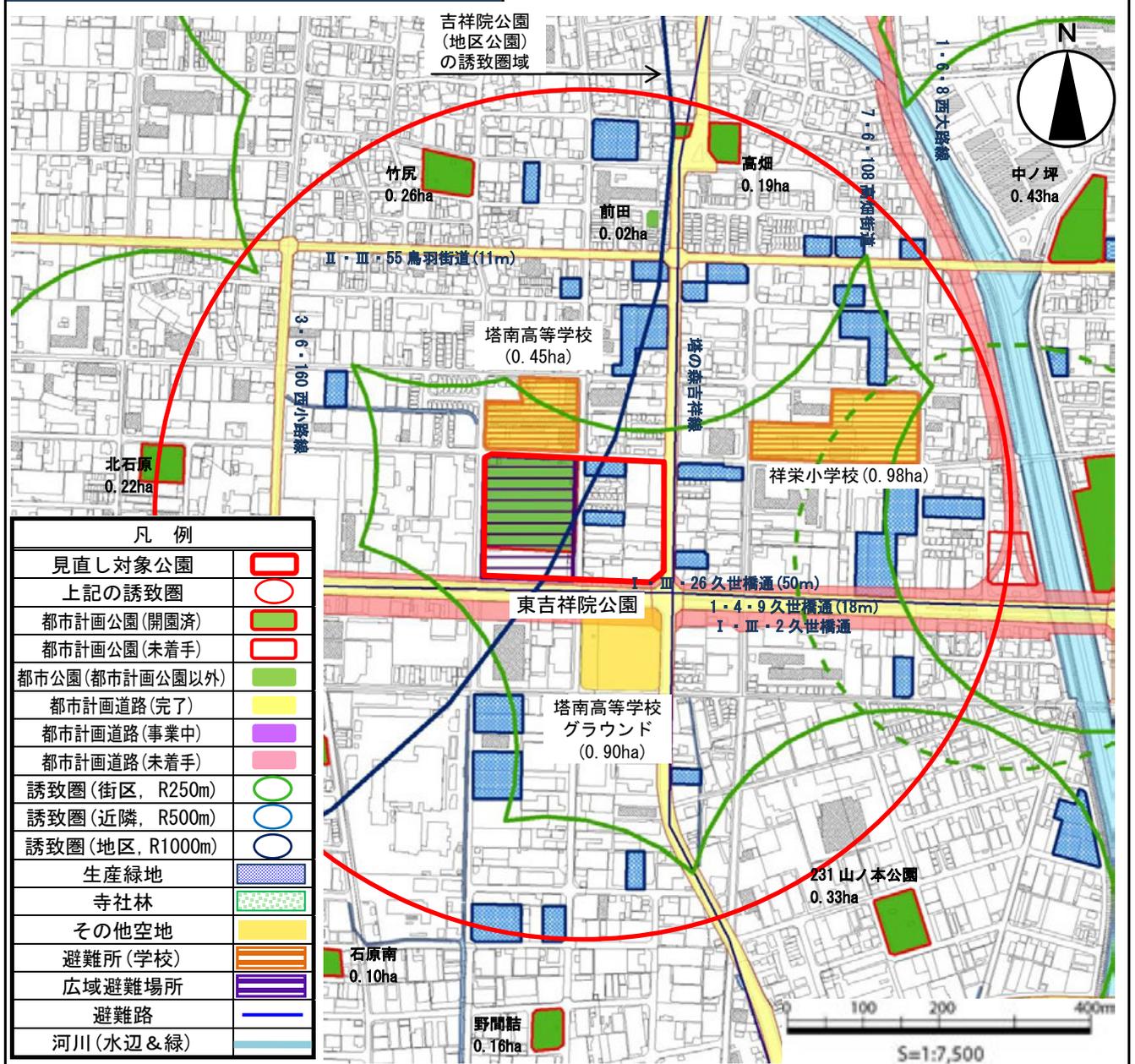
**市街化の変遷図** 1/10,000



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内	・(都)東吉祥院公園(1.0ha, 開園部分)
		誘致圏外	・(都)吉祥院公園(4.4ha, 1,000m西)
	街区公園	誘致圏内 (小計: 0.83ha)	・(都)高畑公園(0.19ha, 250m北) ・(都)竹尻公園(0.26ha, 500m北) ・(都)北石原公園(0.22haのうち0.16ha, 500m西) ・(都)石原公園(0.20ha, 400m南西) ・前田公園(0.02ha, 400m北)
		誘致圏外	・(都)山ノ本公園(0.33ha, 600m南東) ・(都)村山公園(0.61ha, 600m東) ・野間詰公園(0.16ha, 600m南)
その他緑地	誘致圏内	—	
その他空地	誘致圏内 (小計: 2.33ha)	・塔南高校(1.35 ha, 開園済扱いのグラウンド除く)(避難所指定) ・祥栄小学校(0.98ha)(避難所指定)	

避難施設等の分布状況	広域避難場所	塔南高校グラウンド(テニスコートと併せて): 当該公園
	避難所	塔南高校(隣接北), 祥栄小学校(300m東): 誘致圏内
	避難路	(都)久世橋通(50m, 東西, 未整備), 塔の森吉祥院線(15m, 南北)

周辺の都市公園等と防災面の状況(1/7,500) (都市公園, その他緑地, 避難施設等の分布状況)



# No.16

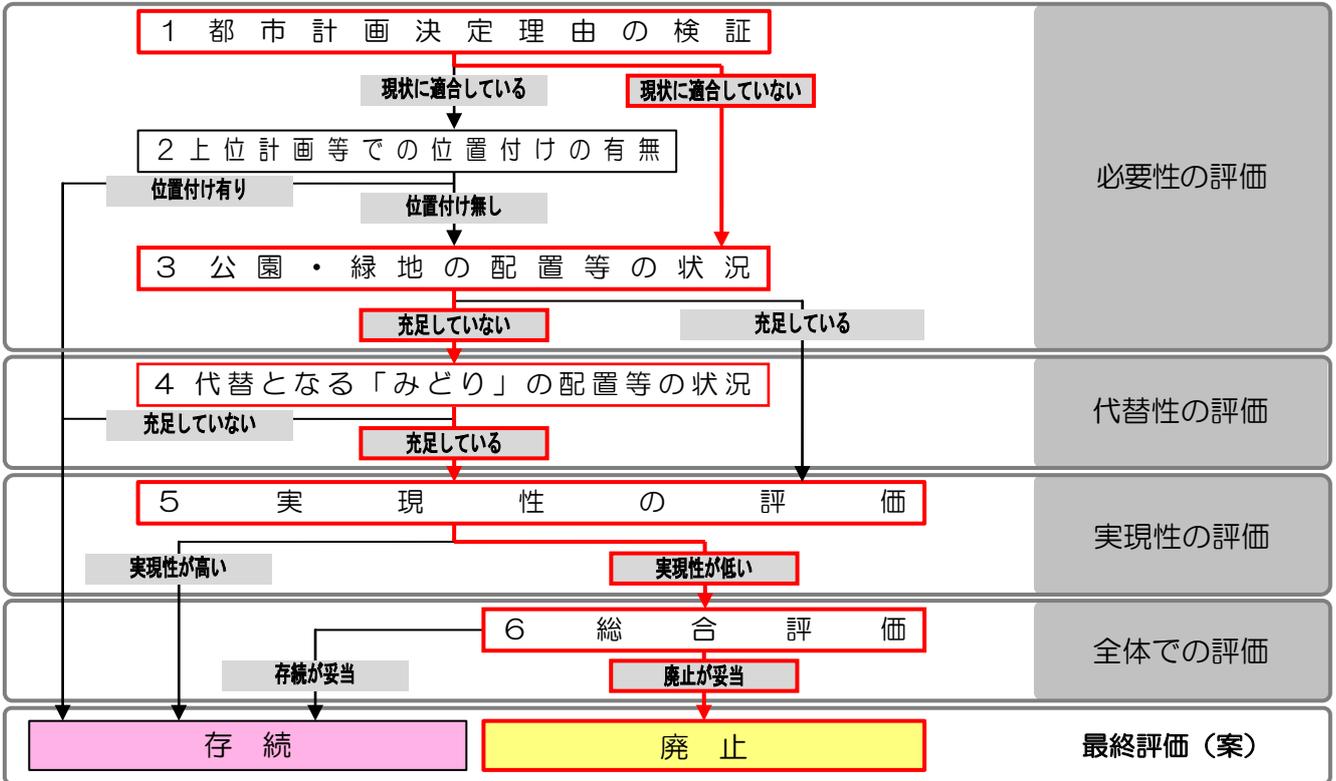
公園・緑地の評価調書

## 58 二条公園

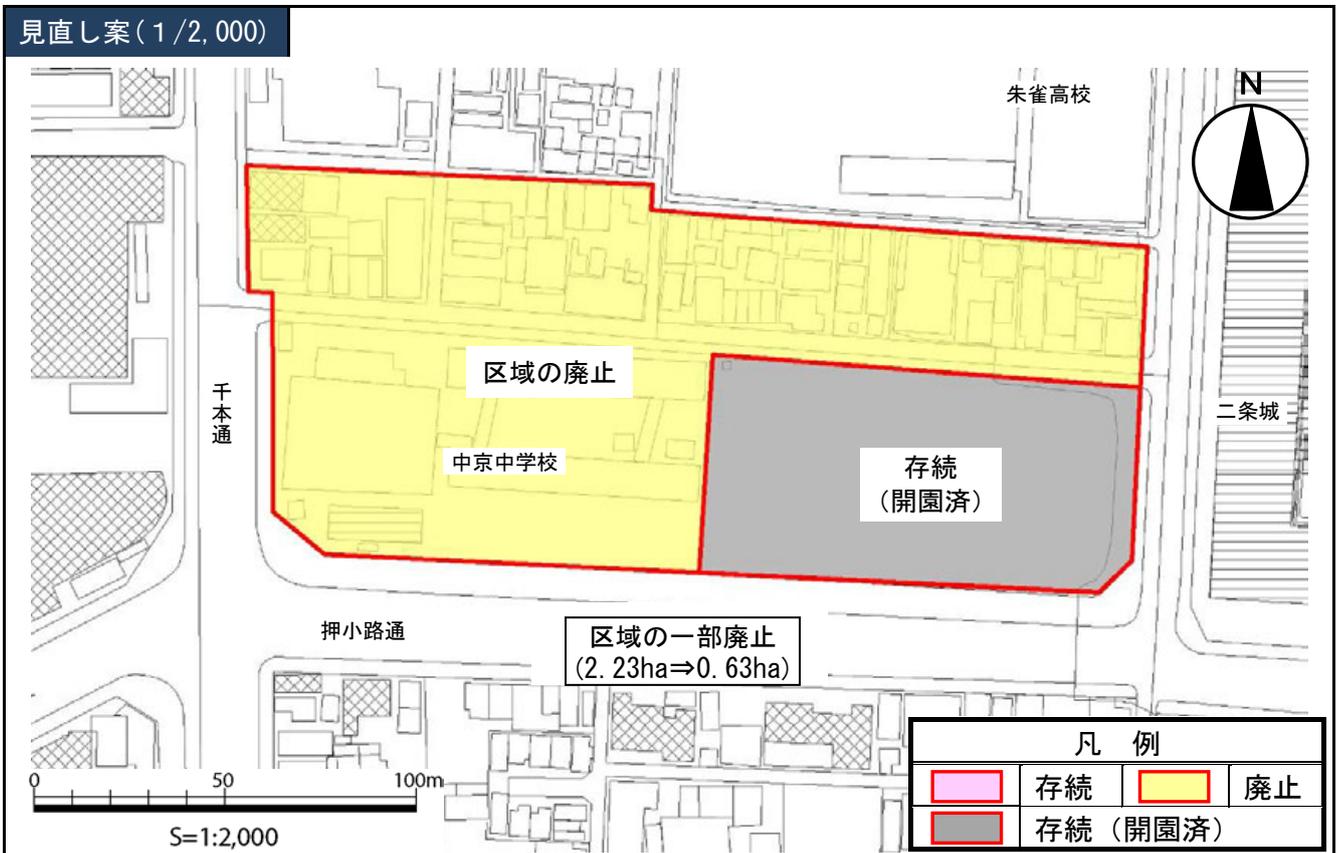
(平成25年1月21日)

# 二条公園の見直し方針

## 1. 見直し案



※詳細の評価内容は16二条-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	都市計画決定理由（疎開空地を利用して西部市街地の運動公園とし、都市の健全なる発展に備えようとする）は現在意義を失っている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p>&lt;公園・緑地の配置&gt; 朱雀公園（近隣公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、他の近隣公園の誘致圏域から離れているため、近隣公園の適正配置の観点から充足していない。</p> <p>&lt;公園・緑地の面積&gt; 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝2.41 m<sup>2</sup>/人 ≤ 5m<sup>2</sup>/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：1.87ha（近隣公園 0.63ha, 街区公園 1.24ha）÷誘致圏の人口：7,774人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p>&lt;「みどり」の配置&gt; 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・二条城（環境保全、景観形成、防災） ・二条駅前広場（環境保全、景観形成、防災） ・朱雀高校・中京中学校・二条中学校・元教業小学校（防災）</p> <p>&lt;「みどり」の面積&gt; 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝25.80 m<sup>2</sup>/人 ≥ 5m<sup>2</sup>/人 ※代替となる「みどり」の面積：20.06ha（上記公園・緑地、二条城 13.9ha, 二条駅前広場 1.05ha, 朱雀高校 1.52ha, 中京中学校（開園済扱いのグラウンド除く）0.43ha, 二条中学校 1.09ha, 元教業小学校 0.20ha）÷誘致圏の人口：7,774人</p>
5 実現性の評価	実現性が低い	<p>&lt;地域コミュニティの存続への影響&gt; 北側市街地（住宅や業務ビル約 60 棟）を買収する必要があるため、既存の住宅地におけるコミュニティ継続上の課題が発生することが推定される。</p> <p>&lt;買収対象となる建築物の立地状況&gt; 業務ビルや住宅（約 60 棟）、中京中学校（校舎、体育館、プール）</p> <p>&lt;関連事業の状況&gt; 関連事業はない。</p> <p>&lt;早期に整備効果が見込めるか&gt; 住宅地、業務ビル等の買収及び中京中学校の移転となると、権利者の合意形成及び代替地の確保等が必要となり、事業の長期化が推定される。</p> <p>住宅地、業務ビル等の買収及び中京中学校の移転が必要であり、権利者の合意形成及び代替地の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。</p>
6 総合評価	廃止が妥当	未着手区域にある中京中学校敷地は市有地であり他の土地利用が行われる可能性は低い。また、広域避難場所である二条城と近接しているため、計画区域から削除しても防災上の問題はない。

※[ ] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



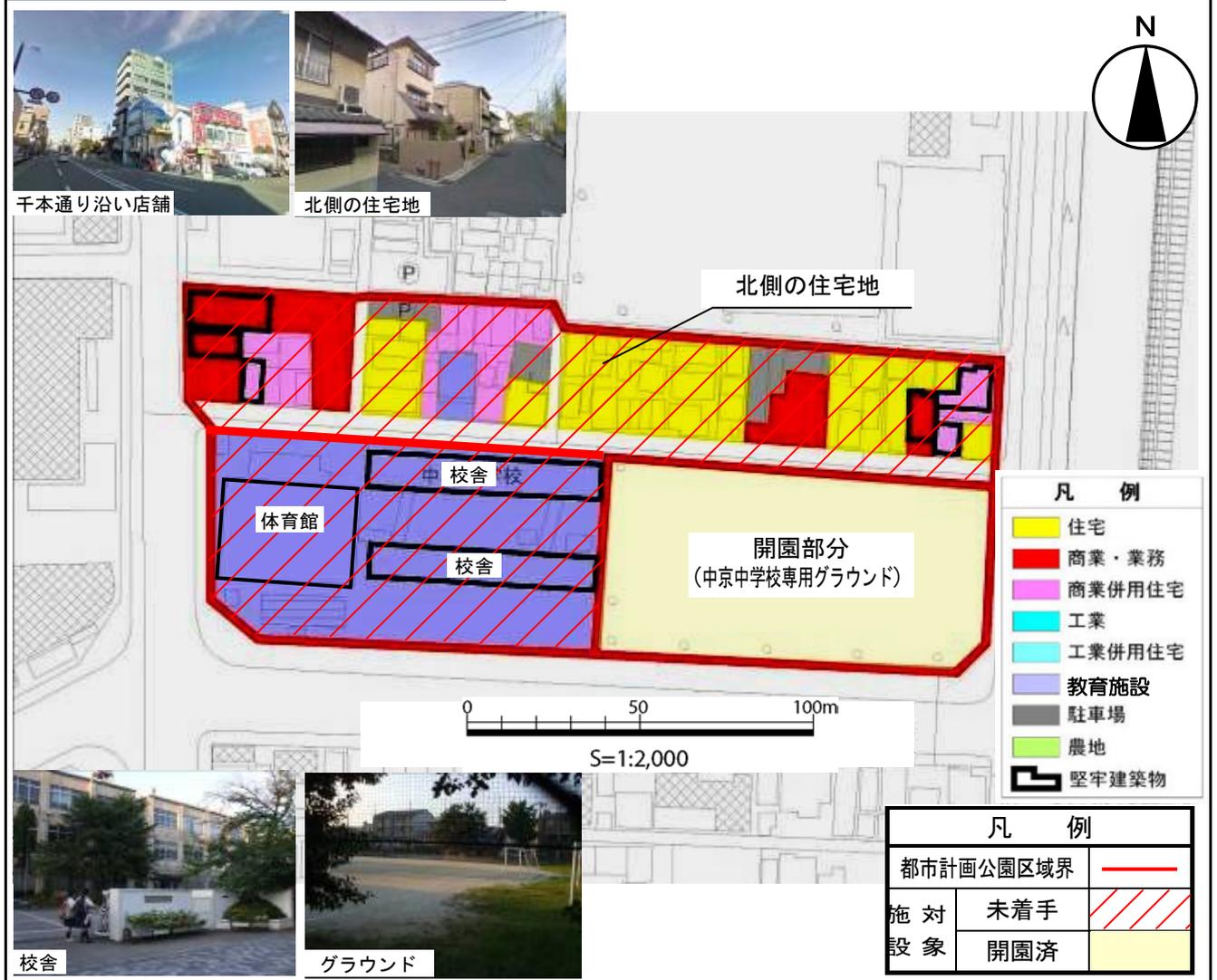
見直し案	区域の一部廃止 (2.23ha⇒0.63ha)
評価内容	未着手区域における住宅地や業務ビルの買収や中京中学校の移転は困難と推定されること、広域避難場所として二条城と近接していることから、未着手区域は廃止とする。

### 3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	二条公園(にじょうこうえん)	都市計画番号	58																
公園位置	中京区西ノ京北聖町	公園種別	近隣公園																
都市計画決定告示(当初)	昭和22年3月31日	区域面積(当初)	2.22ha																
事業認可	昭和24年3月25日 0.627ha (グラウンド部分)	経過年数 (平成24年3月31日基準)	65年																
都市計画決定理由等	<p>京都市は自然の恩恵に浴しているが実用的な公園の施設は完備されておらず、僅かに東部に偏倚する岡崎公園を有するのみで、之が増設は市民の文化、厚生に資するところ大なるものがある。ここに二条城に接する疎開空地を利用して西部市街地の運動公園とし、都市の健全なる発展に備えようとするにある。</p> <p>※時代背景：第二次世界大戦</p>																		
都市計画決定告示(最終)	昭和30年5月27日(58号)	区域面積(最終)	2.23ha																
都市計画変更の内容	番号の変更	用途地域 (容積率)	第一種住居地域, 商業地域 (200%, 600%)																
都市計画施設等	—																		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし																		
地域防災計画	都市計画公園区域内にある中京中学校が「避難所」に位置付け																		
位置図(1/25,000)	(二条公園の誘致圏域と周辺における同種(近隣公園)都市計画公園の誘致圏域)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><span style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> </span></td> <td>見直し対象公園</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 2px dashed red; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span></td> <td>上記の誘致圏域</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 2px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span></td> <td>同種都市計画公園誘致圏域</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 2px dashed blue; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span></td> <td>同上(未着手有)</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 2px solid orange; padding: 2px;"> </span></td> <td>関連土地区画整理事業</td> </tr> <tr> <td><span style="background-color: #d9ead3; border: 1px solid #555; padding: 2px;"> </span></td> <td>都市計画公園(開園済)</td> </tr> <tr> <td><span style="background-color: #fff2cc; border: 1px solid #555; padding: 2px;"> </span></td> <td>都市計画公園(未着手)</td> </tr> </tbody> </table>				凡例		<span style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> </span>	見直し対象公園	<span style="border: 2px dashed red; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	上記の誘致圏域	<span style="border: 2px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	同種都市計画公園誘致圏域	<span style="border: 2px dashed blue; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	同上(未着手有)	<span style="border: 2px solid orange; padding: 2px;"> </span>	関連土地区画整理事業	<span style="background-color: #d9ead3; border: 1px solid #555; padding: 2px;"> </span>	都市計画公園(開園済)	<span style="background-color: #fff2cc; border: 1px solid #555; padding: 2px;"> </span>	都市計画公園(未着手)
凡例																			
<span style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> </span>	見直し対象公園																		
<span style="border: 2px dashed red; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	上記の誘致圏域																		
<span style="border: 2px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	同種都市計画公園誘致圏域																		
<span style="border: 2px dashed blue; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	同上(未着手有)																		
<span style="border: 2px solid orange; padding: 2px;"> </span>	関連土地区画整理事業																		
<span style="background-color: #d9ead3; border: 1px solid #555; padding: 2px;"> </span>	都市計画公園(開園済)																		
<span style="background-color: #fff2cc; border: 1px solid #555; padding: 2px;"> </span>	都市計画公園(未着手)																		

開園状況	一部開園済	公園設置年月日	昭和24年8月12日
現在の開園面積	0.63ha	未着手面積	1.6ha(未着手率:72.7%)
整備の経過	昭和22年疎開空地を利用した公園として計画決定後、昭和24年に事業着手し、開園(開園済部分0.6ha)。 開園済部分を中京中学校のグラウンドとして使用(中京中学校:昭和24年現在地に移転)。 現在の施設:中学校の専用グラウンドであり、公園施設はない。		
未着手部分の土地利用	未着手部分は中京中学校校舎(RC3階:昭和56年改築)、体育館、プール等)及び千本通り沿いの業務ビルや住宅(約60棟)		
	整備に向けた 必要事項	用地確保 建物補償	中学校北側の既存市街地の民有地0.8ha(住宅地) 中学校北側の既存市街地:約60棟)
樹林地等の有無	該当なし。		
現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域 の問題・課題	都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。		
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。		

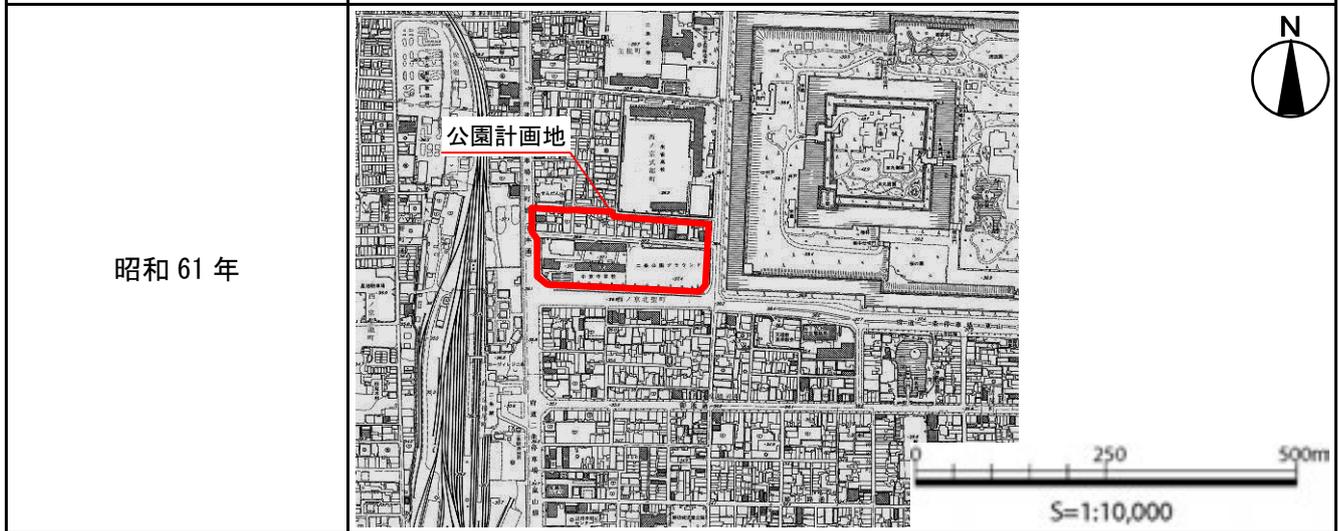
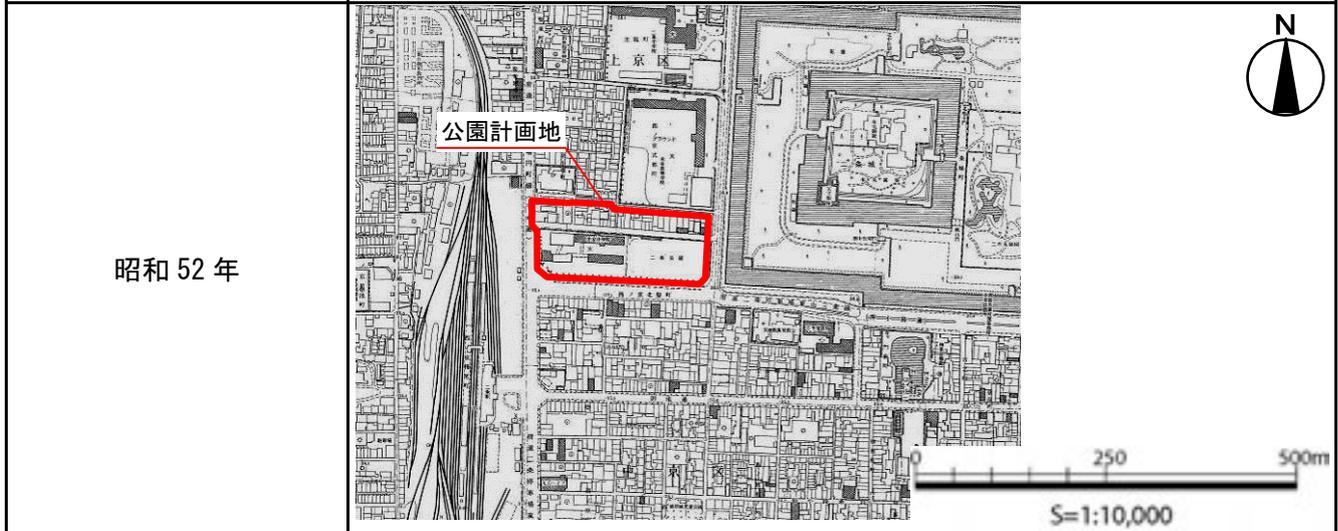
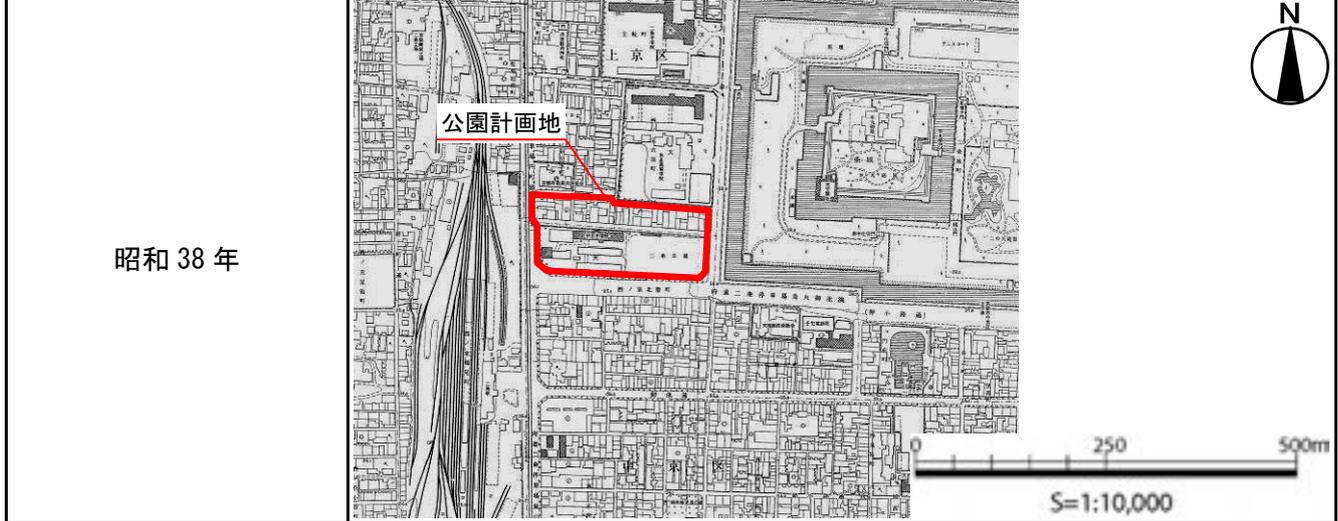
都市計画公園区域と未着手区域(1/2,000)



**公園周辺の市街化の変遷** 昭和38年の地図では、既に公園計画地には学校が立地しているとともに、公園周辺において、市街地が形成されている。

**現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口)** 人口：8,338人、面積：84.2ha、人口密度：92.3人/ha  
 (誘致圏を構成する概ねの町別(16町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計)  
 誘致圏域(78.5ha)に換算した人口：7,774人

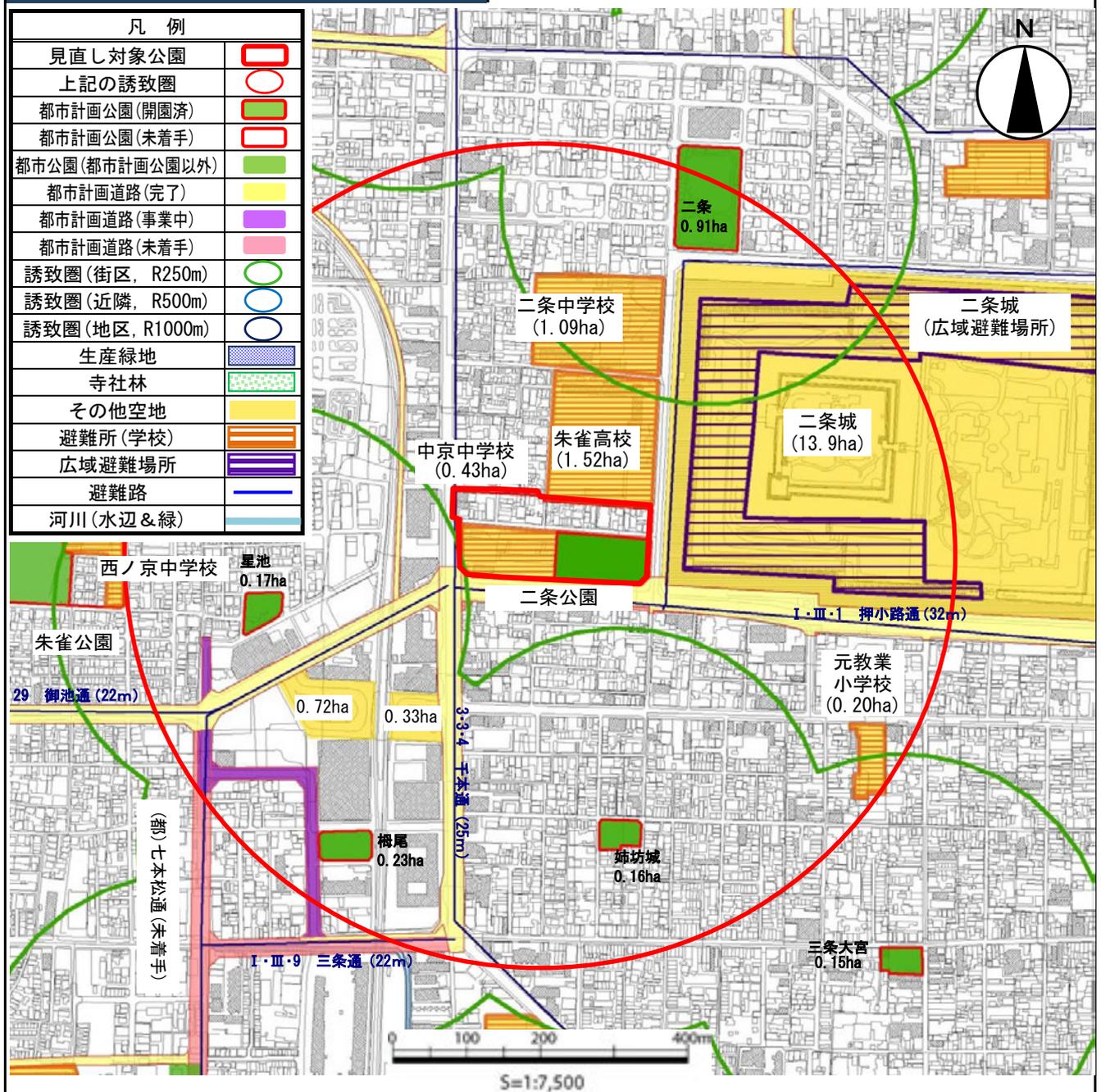
**市街化の変遷図** 1/10,000



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内	・(都)二条公園(0.63ha, 開園部分)
		誘致圏外	・(都)朱雀公園(1.9ha, 600m西)
	街区公園	誘致圏内 (小計: 1.24ha)	・(都)二条公園(0.91haのうち0.68ha, 500m北) ・(都)星池公園(0.17ha, 400m西) ・(都)榎尾公園(0.23ha, 400m南西) ・(都)姉坊城公園(0.16ha, 300m南)
	その他緑地	誘致圏内	・二条城(13.9ha, 誘致圏内の面積)
	その他空地	誘致圏内 (小計: 4.29ha)	・JR二条駅前広場(0.72ha, 0.33ha) ・中京中学校(0.43ha, 開園済扱いのグラウンド除く) ・朱雀高校(1.52ha) ・二条中学校(1.09ha) ・元教業小学校(0.20ha)

避難施設等の分布状況	広域避難場所	二条城(200m東)
	避難所	中京中学校(隣接北), 朱雀高校(100m北), 二条中学校(300m北): 誘致圏内
	避難路	押小路通(32m, 東西), 千本通(25m, 南北)

周辺の都市公園等と防災面の状況(1/7,500) (都市公園, その他緑地, 避難施設等の分布状況)



# No.17

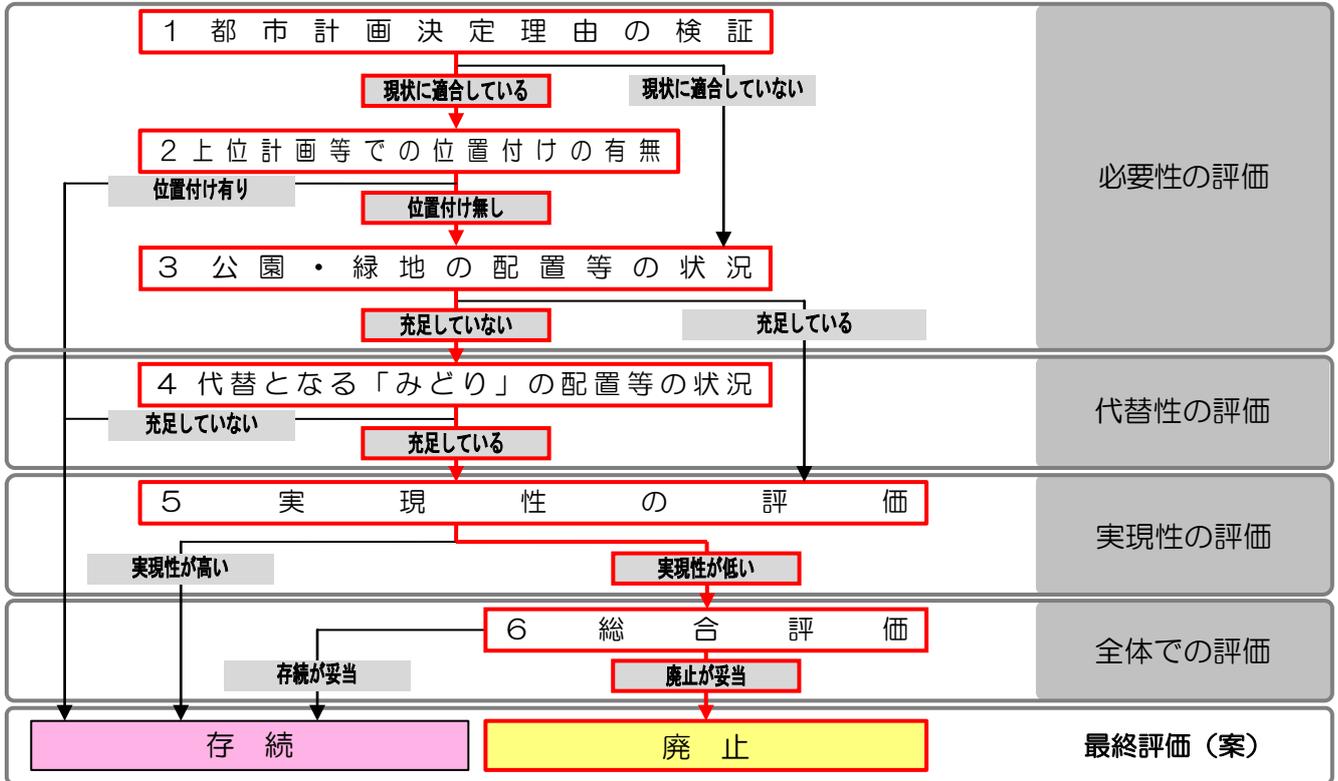
公園・緑地の評価調書

## 76 伏見公園

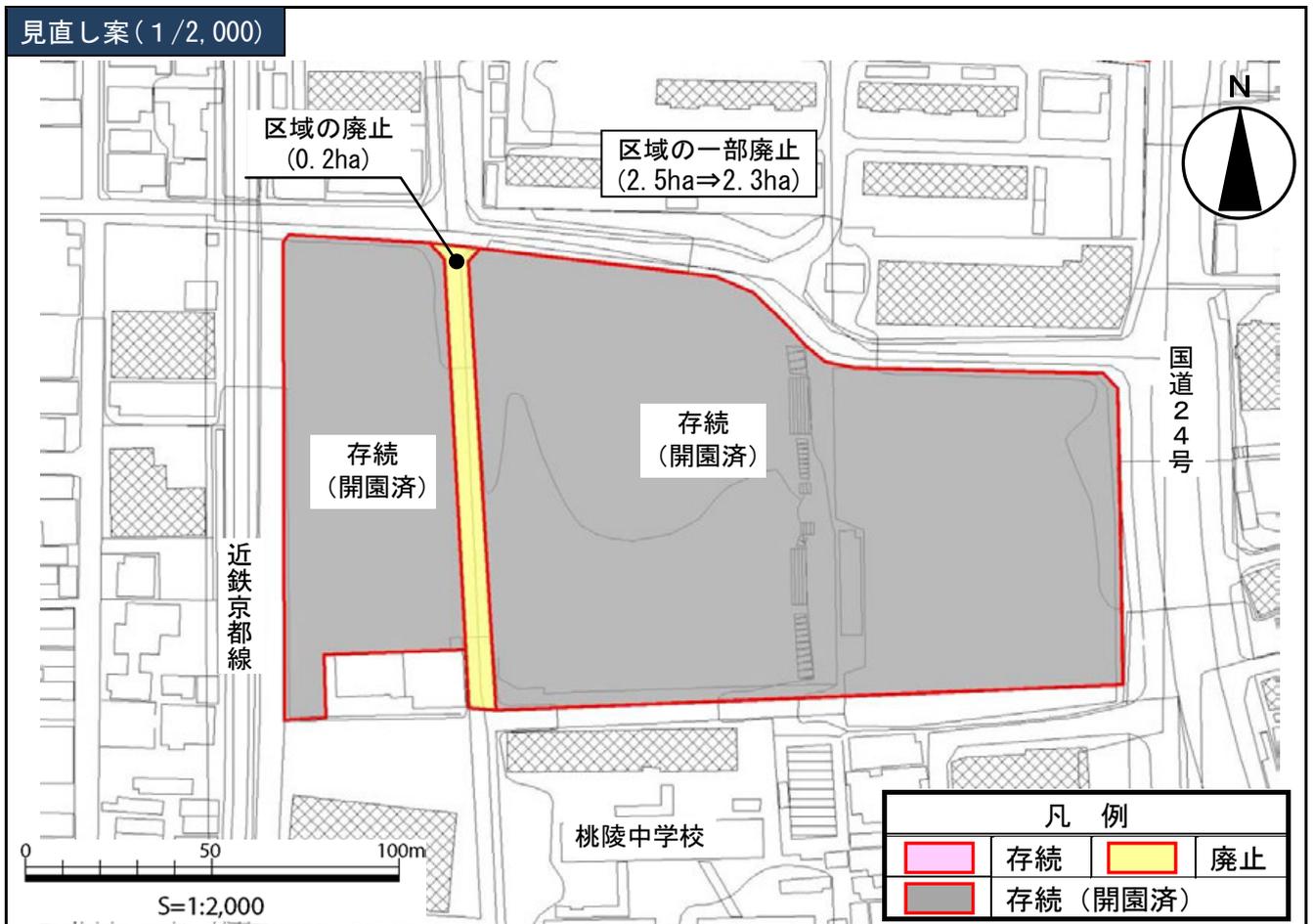
(平成25年1月21日)

# 伏見公園の見直し方針

## 1. 見直し案



※詳細の評価内容は17伏見-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（隣接する道路の建設に伴うもの）は、現在も意義はある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体的な整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の有無	充足していない	<p>&lt;公園・緑地の配置&gt; 本公園（近隣公園）の誘致圏域と重複するエリアはなく、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。</p> <p>&lt;公園・緑地の面積&gt; 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝4.37 m<sup>2</sup>/人 ≤ 5 m<sup>2</sup>/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：3.13ha（近隣公園 2.3ha, 街区公園 0.83ha）÷ 誘致圏の人口：7,162人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p>&lt;「みどり」の配置&gt; 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇治川（環境保全、景観形成、防災）</li> <li>・桃陵中学校・伏見南浜小学校（防災）</li> <li>・ちびっこひろば（レクリエーション）</li> </ul> <p>&lt;「みどり」の面積&gt; 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝23.46 m<sup>2</sup>/人 ≥ 5 m<sup>2</sup>/人 ※代替となる「みどり」の面積：16.80ha（上記公園・緑地, 宇治川 13.05ha, 桃陵中学校（開園済扱いのグラウンド除く）0.48ha, 伏見南浜小学校 0.07ha, ちびっこひろば 0.07ha）÷ 誘致圏の人口：7,162人</p>
5 実現性の評価	実現性が低い	<p>&lt;地域コミュニティの存続への影響&gt; 地域コミュニティの存続への影響はない。</p> <p>&lt;買収対象となる建築物の立地状況&gt; 買収対象はない。</p> <p>&lt;関連事業の状況&gt; 関連事業はない。</p> <p>&lt;早期に整備効果が見込めるか&gt; 市道の廃止となると、代替路の確保等により事業の長期化が推定される。 市道の廃止が必要であり、代替路の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。</p>
6 総合評価	廃止が妥当	未着手部分は市道であり、また、開園部において広域避難場所としての機能があることから、計画区域から削除しても問題はない。

※[ ] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	区域の一部廃止 (2.5 ha⇒2.3ha)
評価内容	未着手区域における市道を廃止することは困難と推定されること、開園部にて広域避難場所としての機能があることから、未着手区域は廃止とする。

### 3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	伏見公園（ふしみこうえん）	都市計画番号	76																
公園位置	伏見区桃陵町	公園種別	近隣公園																
都市計画決定告示（当初）	昭和23年5月5日	区域面積（当初）	4.92ha																
事業認可	—	経過年数 (平成24年3月31日基準)	64年																
都市計画決定理由等	<p>当初理由：幸いにして戦災を免がれた本市は、その歴史的特性等より勘案して将来文化観光都市としての発展が予測されるにもかかわらず市内における公園施設に乏しく市民の保健衛生上は勿論今後本市の健全なる発展の観点から遺憾の点が少なくないので差し当り本案の通り二公園を追加決定し将来の合理的なる公園配置計画の一助に資そうとするものである。(京都御苑と同時決定)</p> <p>※時代背景：第二次世界大戦</p> <p>最終変更理由：国道24号線観月橋附近の交通渋滞を解消するため施工中の第2観月橋の建設にともない、周辺地区の都市施設（公園、道路、保育所）の整備計画を総合的に検討した結果、伏見公園を本案のように変更するものである。</p>																		
都市計画決定告示（最終）	昭和47年6月27日	区域面積（最終）	2.5ha																
都市計画変更の内容	面積の変更(縮小)	用途地域 (容積率)	第一種中高層住居専用地域 (200%, 300%)																
都市計画施設等	—																		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし																		
地域防災計画	都市計画公園全体(桃陵中学校グラウンドも含む)が「広域避難場所」(安全面積：1.90ha)に位置付け																		
位置図（1/25,000）	(伏見公園の誘致圏域と周辺における同種公園(近隣公園)の誘致圏域)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>見直し対象公園</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 2px dashed red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>上記の誘致圏域</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>同種都市計画公園誘致圏域</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 1px dashed blue; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>同上(未着手有)</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 1px solid orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>関連土地区画整理事業</td> </tr> <tr> <td><span style="background-color: #d9ead3; border: 1px solid #555; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>都市計画公園(開園済)</td> </tr> <tr> <td><span style="background-color: #fff2cc; border: 1px solid #555; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span></td> <td>都市計画公園(未着手)</td> </tr> </tbody> </table>				凡例		<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	見直し対象公園	<span style="border: 2px dashed red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	上記の誘致圏域	<span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	同種都市計画公園誘致圏域	<span style="border: 1px dashed blue; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	同上(未着手有)	<span style="border: 1px solid orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	関連土地区画整理事業	<span style="background-color: #d9ead3; border: 1px solid #555; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	都市計画公園(開園済)	<span style="background-color: #fff2cc; border: 1px solid #555; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	都市計画公園(未着手)
凡例																			
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	見直し対象公園																		
<span style="border: 2px dashed red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	上記の誘致圏域																		
<span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	同種都市計画公園誘致圏域																		
<span style="border: 1px dashed blue; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	同上(未着手有)																		
<span style="border: 1px solid orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	関連土地区画整理事業																		
<span style="background-color: #d9ead3; border: 1px solid #555; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	都市計画公園(開園済)																		
<span style="background-color: #fff2cc; border: 1px solid #555; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	都市計画公園(未着手)																		

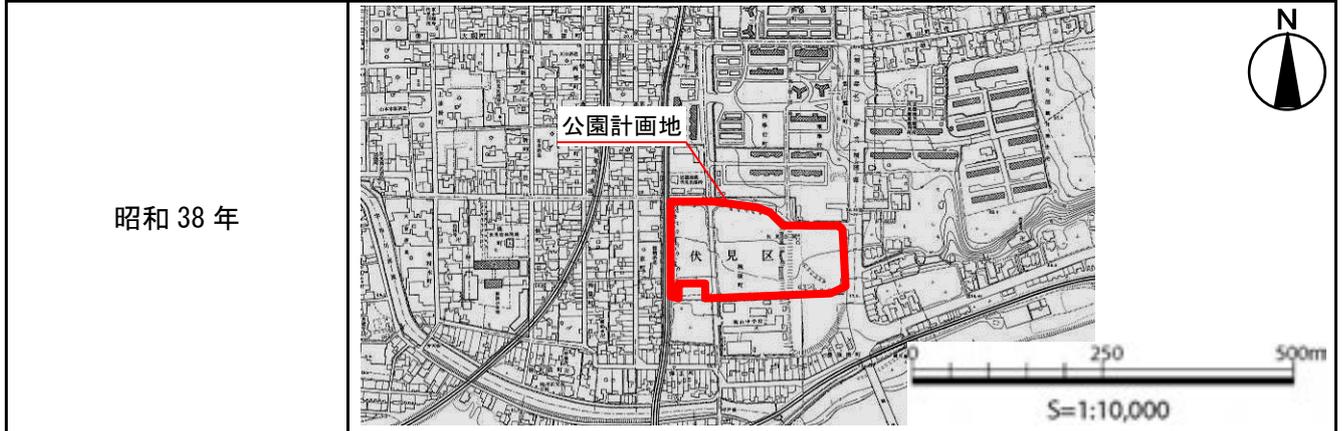
開園状況	一部開園済	公園設置年月日	昭和26年3月31日
現在の開園面積	2.3ha	未着手面積	0.2ha(未着手率:8.0%)
整備の経過と現在の状況	<p>昭和23年旧軍用地を借用した公園として計画決定後、昭和25年事業着手(約4.9haのうち約2.8ha)し、昭和26年開園。  昭和35年隣接する国道の拡幅に伴い計画変更(約2.6ha)。  昭和44年から開園部の一部(約0.7ha)を桃陵中学校のグラウンドとして使用。  昭和47年隣接する国道の橋梁建設に伴い計画変更(約2.5ha)。</p> <p>施設の現況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西側：多目的広場，砂場，パーゴラ等</li> <li>中央：野球場，運動場</li> <li>東側：市立桃陵中学校専用グラウンド</li> </ul>		
未着手部分の土地利用	未着手部分は市道である。		
	整備に向けた必要事項	用地買収 その他	民有地はなく，用地買収は不要 市道の廃止
樹林地等の有無	該当なし。		
現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	特になし。		
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。		



**公園周辺の市街化の変遷** 昭和38年の地図では、既に公園は整備されており、公園計画地南側には学校が立地している。昭和52年、平成8年の地図では、公園周辺において道路整備、市街化が進んでいる。

**現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口)** 人口：7,162人、面積：78.6ha、人口密度：91.1人/ha  
 (誘致圏を構成する概ねの町別(32町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計)  
**誘致圏域(78.5ha)に換算した人口：7,152人**

**市街化の変遷図** 1/10,000



都市公園等の配置状況	近隣公園上	誘致圏内	・(都)伏見公園(2.3ha, 開園部分)
		誘致圏外	・(都)伏見港公園(4.0ha, 800m南西)
	街区公園	誘致圏内 (小計: 0.83ha)	・泰長老公園(0.61ha, 300m東) ・東奉行公園(0.07ha, 100m東) ・柿の木浜公園(0.11ha, 300m西) ・両替町公園(0.01ha, 200m西) ・松平筑前公園(0.05haのうち0.03ha, 500m北)
	その他緑地	誘致圏内	—
	その他空地	誘致圏内 (小計: 13.67ha)	・宇治川(13.05ha) ・桃陵中学校(0.48ha, 開園済扱いのグラウンド除く) ・伏見南浜小学校(0.07ha) (避難所指定) ・ちびっこひろば(0.07ha)
避難施設等の分布状況	広域避難場所	伏見公園(桃陵中学校グラウンドを含む), 桃山御陵	
	避難所	桃陵中学校(グラウンドと公園が重複), 伏見南浜小学校: 誘致圏内	
	避難路	伏見新町線(15m), 伏見大手筋線(15m), 外環状線(22m)	

周辺の都市公園等と防災面の状況 (1/7,500) (都市公園, その他緑地, 避難施設等の分布状況)

